

# 退職金規定

(目的)

第 1 条 この規程は、派遣先での業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）の退職金に関する事項を定めたものである。

(退職金の適用範囲)

第 2 条 対象従業員が退職した場合は、この規程により退職金を支給する。

(退職金の支給条件)

第 3 条 退職金は勤務する対象従業員が次の各号の一に該当し、退職する場合に支給する。

- (1) 自己都合によるとき
- (2) 期間満了終了によるとき
- (3) 会社都合によるとき（就業規則第 19 条における会社都合解雇）
- (4) 定年（就業規則第 30 条における 60 歳）
- (5) 傷病により勤務に耐えられないと認めるとき
- (6) 休職期間が満了したとき
- (7) 役員に就任したとき
- (8) 本人が死亡したとき

(退職金の算定方法)

第 4 条 退職金規定は、2020年4月1日を起算日とする。もしくはそれ以降の対象従業員の入社日から退職日までの勤務期間で算定するものとする。

2. 自己都合により退職する場合は、会社都合と自己都合に区分した別表 4 のとおりとする。

(退職金の端数計算)

第 5 条 退職金の最終計算において、1 円未満の端数が生じた場合はこれを切り上げる。

(退職金の減給または不支給)

第 6 条 次の各号の一に該当する場合は、退職金を減額または支給しないことがある。

- (1) 就業規則第 96 条により懲戒解雇または諭旨解雇されたとき。
- (2) 不法行為により退職するとき。
- (3) 退職後、支給日までの間において懲戒処分に相当する事由が発見されたとき。

(退職金の支払い方法)

第 7 条 退職金の支払い方法は次の各号のいずれかを選択するものとする。

- (1) 退職金を退職後に一括払いとする。
- (2) 退職金を時間給に加算する。

(退職金の支払い先)

第 8 条 退職金は直接本人に支払うものとする。ただし、本人が死亡した場合はその退職金は死亡当時本人の収入により生計を維持していた遺族に支給する。

(退職金の支給日)

第 9 条 退職金は原則として退職日の月の給料支給日に支給するものとする。

(支払遅延)

第 10 条 前項規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については一定期間支払いを遅らせることがある。

- (1) 後任者との業務引継ぎを十分に行わないとき。
- (2) 会社（派遣先も同一）貸与品を返還しないとき。
- (3) 会社の貸付金を返済しないとき。
- (4) その他退職にあたり会社の指示命令に従わないとき。

(受給権の処分禁止)

第 11 条 この規定により退職金を受ける権利は、譲渡、または担保に供することはできない。

(付 則)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

この規程は、2023年10月1日から変更し施行する。

2023年10月1日  
大阪府堺市堺区宿院町東1-1-22  
株式会社 プログレス